

委員会発議第3号

かすみがうら市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおりかすみがうら市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和4年3月24日提出

かすみがうら市議会

議長 岡崎 勉 様

提出者 議会運営委員会

委員長 川村 成二

## 提 案 理 由

千代田義務教育学校の開校に伴い、文言の整理が必要なことから、この規則を制定するものである。

なお、この規則は、令和4年3月31日から施行するものである。

かすみがうら市議会傍聴規則の一部を改正する規則

かすみがうら市議会傍聴規則（平成17年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「乳幼児及び小学校修了前の児童は」を「児童及び乳幼児は」に改める。

附 則

この規則は、令和4年3月31日から施行する。